国の研究開発評価に関する大綱的指針に則った評価の仕組み

資料4－1

国の研究開発の評価の仕組み

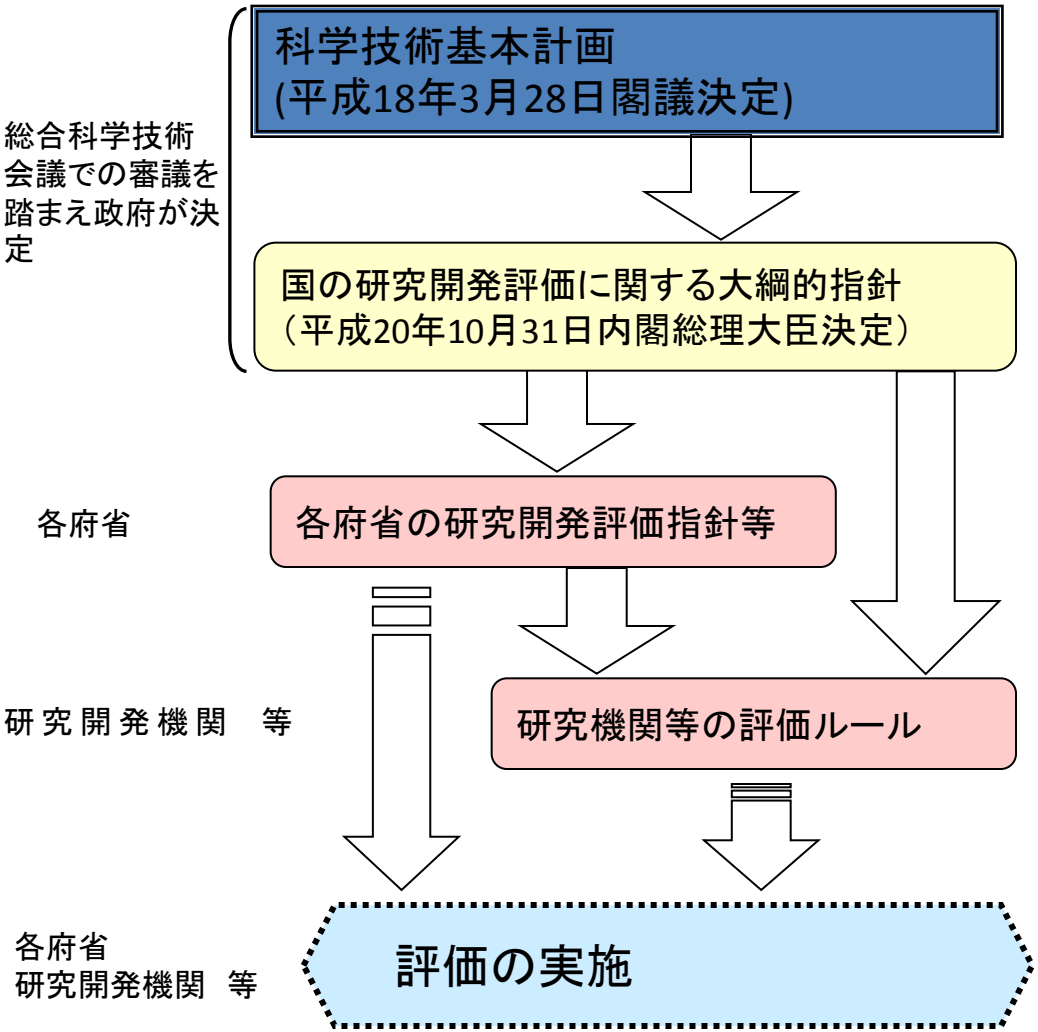

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」において、

○　評価は、外部の専門家等を評価者とする外部評価により実施する。

○　評価を実施する主体は、評価の客観性を十分に保つため、年齢、所属機関、性別等にとらわれず評価対象ごとに十分な評価能力を有する専門家等を評価者として選任する。
　特に、研究開発成果をイノベーションを通じて国民・社会に迅速に還元していく観点から、産業界の専門家等を積極的に選任する。

○　評価を実施する主体は、評価部門を設置し、国の内外から研究経験のある人材を適性に応じ配置するなど、効果的・効率的な評価の適切な運営と国際的な水準から見て評価の高度化が推進されるよう体制を整備する。

こととされている。

　また、大綱的指針に沿った評価の実施状況については、総合科学技術会議がフォローアップを行うこととされている。

各種評価の概念図（注）

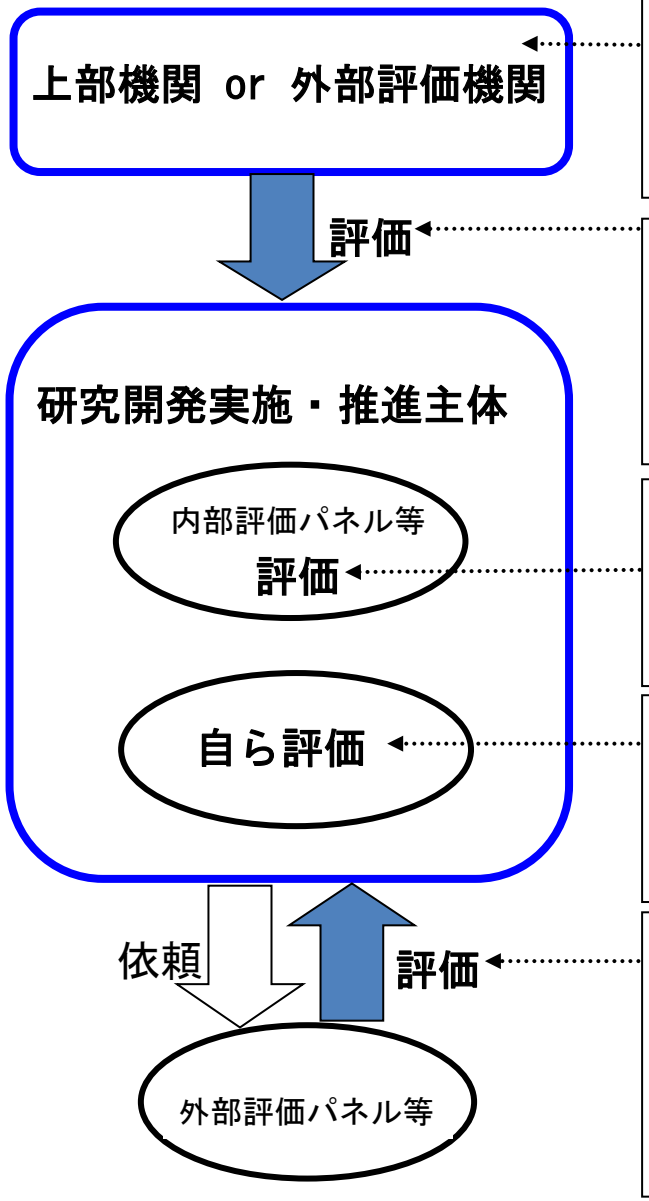

（第三者評価機関）
・総合科学技術会議
・独立行政法人評価委員会、国立大学法人評価委員会、大学評価・学位授与機構　等

第三者評価：

評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。

内部評価：

評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施･推進主体の内部のものが評価者となる評価をいう。

自己評価：

評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施･推進主体が自ら評価者となる評価をいう。

外部評価：

評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価をいう。

（注）「国の研究開発評価に関する大綱的指針」解説書(平成17年4月28日)より抜粋

第三者評価の例

○国家的に重要な研究開発の評価

根拠
内閣府設置法第26条第1項第3号
「科学技術に関する大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発について評価を行う。」

評価機関
総合科学技術会議

目的･意義
　国の科学技術政策を総合的かつ計画的に推進する観点から、大規模な研究開発その他の国家的に重要な研究開発の評価を行い、その結果を公開するとともに、評価結果を推進体制の改善や予算配分に反映させる。

○独立行政法人の評価

根拠
独立行政法人通則法第32条
「独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。」

評価機関
独立行政法人評価委員会

目的･意義
　独立行政法人の業務実績について、毎年度及び中期目標期間終了時に、第三者機関による評価を実施し、計画的な業務遂行に資する。また、中期目標期間終了時には、法人の組織･業務全般にわたる見直しを行う。